

地域密着型通所介護・第1号通所事業 デイホームひなたぼっこ2号館 運営規程

(事業の目的)

第1条 濱野精麦株式会社が開設する デイホームひなたぼっこ2号館(以下事業所という)が行なう指定通所介護及び第1号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するもの)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は介護職員(以下「介護従業者」という)が、要介護状態・要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護従業者は、要介護状態・要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行なう。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイホームひなたぼっこ2号館
- 2 所在地 茨城県筑西市市野辺132-4番地

(介護従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を行なう。
- 2 通所介護職員 生活相談員 2名以上
機能訓練指導員 1名以上
介護職員 2名以上
看護職員 1名以上

介護従業者は、指定通所介護・介護予防通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護・介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の介護職員に対する相談助言及び技術指導を行い、又他の職員と協力して通所介護計画・介護予防通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言をおこなう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 毎週 月、火、水、木、金、土曜日、祝祭日
(ただし、12月30日～1月3日、8月14日～8月16日は除く)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
(提供時間においては延長対応可とする)

(指定通所介護・介護予防通所介護)

第6条 事業所の利用定員は、1日12人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 この事業所が行なう指定通所介護・介護予防通所介護、指定居宅介護支援事業者・介護予防居宅介護支援事業者または、利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち事業者と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

1 身体介護に関すること

日常生活動作により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助

移動、移乗の介助

その他必要な身体介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴する事が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

衣類着脱の介助

身体清拭、洗髪、洗身

その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する

準備、後始末の介助

食事摂取の介助

その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送る事ができるような生活援助(支援)や、家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。又利用者の身体的、精神的疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

レクリエーション

グループワーク

行事的活動

体操 機能訓練

休養(養護)

5 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

移動・移乗動作の介助

送迎

6 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行なう。

日常生活動作訓練の相談、自助具の利用方法の相談、助言

住宅改良に関する相談、その他必要な相談、助言

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護・指定介護予防を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護・指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

その他の費用 別紙「重要事項説明書」に定める通りとする

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、筑西市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は通所介護・介護予防通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 機能訓練等の指定通所介護・指定介護予防通所介護の提供を受けるときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 介護従業者の指示に従い安全の確保に努める事

(緊急時等における対応方法)

- 第 1 1 条 介護従業者は、指定通所介護・指定介護予防通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変
その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、家族に報告し医
師の指示に従う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係
る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要
な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第 1 2 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管
理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を
行うものとする。避難訓練実施時期：(毎年 2 回 4 月・10 月)
- 1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、
それらを定期的に介護従業者に周知するものとする。
- 2) 事業所は、その訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように日頃から連携に努
めるものとする。

(指定通所介護・指定介護予防通所介護の利用契約)

- 第 1 3 条 事業所は、指定通所介護・指定介護予防通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対
して、通所介護・介護予防通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又
はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっ
ては、利用契約の締結はサ - ビスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止、介護職員等の健康管理)

- 第 1 4 条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるもの
とする
- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備、対策を検討する委員会を
おおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図る。
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
- 2) 事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを
策定し研修及び訓練を定期的実施する。
- 2 事業所は、介護従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上
の健康診断を受診させるものとする。

(ハラスメント対策)

- 第 1 5 条 事業所は職場において行われる利用者・介護従業者によるハラスメント行為の発生、又はその再
発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ハラスメント対策のための知識を共有するための勉強会を定期的開催するとともにその結果につい
て介護従業者に周知徹底を図る。
- ハラスメント対策のための指針及びマニュアルの整備
- ハラスメント行為に関する相談窓口の設置。

(個別援助計画書の作成等)

- 第 1 6 条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能
状態に応じた当該サービスの通所介護計画・介護予防通所介護計画を作成し、利用者及び家族に説明
する。交付等についても書面で規定されているものについては当該交付など相手方の承諾を得て書面
に変えて電磁的方法よることができるものとする。
- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行なう
ものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第17条 介護従業者は、指定通所介護（介護予防通所介護）を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護（介護予防通所介護）について、介護保険法第41条第6項又は介護保険法第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な事項を居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した指定通所介護・指定介護予防通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(運営推進会議)

第19条 事業所の行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね6月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。
- 5 日ごろから地域住民との密接な関係体制を確保し、感染まん延等状況に応じて書面会議等にて意見を求める場合もある。

(損害賠償)

第20条 事業所は、利用者に対する指定通所介護・介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 虐待の防止のための指針を整備、対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 介護従業者に対し、虐待の防止のための対応方法を示したマニュアルを策定し研修を定期的かつ計画的に行う。
 - 3) 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発防止についての措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該通所事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の査定等)

第22条 事業所は感染症や非常災害の発生において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は通所介護従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第23条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また介護従業者の資質向上のため研修の機会をつぎの通り設けるものとする。

（１）採用時研修 採用後6ヶ月以内、

（２）継続研修 年2回

- 2 介護従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所管理人と利用者、身元引人との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する介護事業記録の提供に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間は保存するものとする。

附則

この規程は、平成18年 9月9日から施行する。

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

この規程は、平成22年 1月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 1月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 8月1日から施行する。

この規程は、令和01年10月1日から施行する。

この規程は、令和03年 4月1日から施行する。

この規程は、令和03年12月1日から施行する。

この規程は、令和04年 4月1日から施行する。

この規程は、令和05年 5月1日から施行する。

この規程は、令和07年 5月1日から施行する。